

どうなる!? 消費税の軽減税率制度 第4回



税理士 友松悦子

- 社長** ● この前、飲み物とティーカップのセット販売されるものを「一体資産」と言っていましたが、その一体資産の消費税がどのようになるのか、教えてください。
- 税理士** ● ではまず「一体資産」とはどのようなものか、というところから説明しますね。
- 社長** ● はい。それもよく分かっていないので、ぜひお願いします。
- 税理士** ● 一体資産とは「食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産」のことをいいます。
- 社長** ● なるほど。だから飲み物とティーカップがセットになっているものを一体資産というんですね。うちの商品では、お菓子とおまけのおもちやと一緒にしているものもありますね。
- 税理士** ● 他にもジュースと酒類が詰め合わされたお中元やお歳暮用のセット商品、同様の福袋なども一体資産になりますね。
- 社長** ● いろいろあるんですね。では、一体資産の消費税はどう考えればいいのか。
- 税理士** ● その一体資産の価格のみが提示されているもののうち、税抜価額が1万円以下であって、食品に係る部分の価額の占める割合が3分の2以上のものに限り、全体が軽減税率の対象となります。
- 社長** ● ということは、例えば700円の飲み物と300円のティーカップをセットで1,000円で販売すれば、その商品は軽減税率の対象ということですか。
- 税理士** ● そうです。
- 社長** ● 逆に、700円の飲み物と2,300円のティーカップをセットで3,000円で販売したときはどうなりますか。
- 税理士** ● その場合は全体に標準税率が適用されます。ただし、それぞれ個々の商品の価格の内訳を提示している場合は、個々の商品ごとに適用する税率を判定することになります。ですから、値札に3,000円以外に、飲み物700円、ティーカップ2,300円と内訳を記載すれば、飲み物は軽減税率、ティーカップは標準税率を適用することになります。
- 社長** ● なるほど。でも「食品に係る部分の価額の占める割合が3分の2以上

のものに限る」というのが気になります。これはどのように判断すればいいのでしょうか。

税理士 ● まず、判断する単位はセット商品1個当たりです。そして、その判断をする価額ですが、売価でも原価でも合理的に計算した割合であれば差し支えないとされています。

また、小売事業者等において、例えばお菓子とおもちのそれぞれの価額が不明の場合に、販売価額が税抜1万円以下であれば、仕入時に仕入先が適用した税率をそのまま適用しても差し支えないとされています。

社長 ● 日々、1つずつしっかり判断する必要がありそうですね。あと、気になるのは3個1,000円などと割引した場合ですが、どうなりますか。

税理士 ● 良いご質問ですね。例えば、お酒とジュースを組み合わせ自由で3本1,000円とした場合には、一体資産には該当しませんので、お酒には標準税率、ジュースには軽減税率を適用することになります。この場合は、まとめ販売による値引き額を、値引き前の価額等であん分して、それぞれの値引き額を算出、そしてそれぞれの値引き後の価額を計算することになります。

《ポイントの整理》

- ★一体資産とは「食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産」をいう。
- ★一体資産の価格のみが提示されているもののうち、税抜価額がセット商品1個当たり1万円以下であって、食品に係る部分の価額（売価や原価など）の占める割合が3分の2以上のものに限り、全体が軽減税率の対象。
- ★個々の商品の価格の内訳を提示している場合は、個々の商品ごとに適用する税率を判定。
- ★まとめ販売の値引き額は、値引き前の価額等であん分して計算。

Communication

平成30年度 後期大阪教室 申込み受付中

実力派を目指すあなたのための——。
納税協会の「**総務管理者養成講座**」

詳しくは各納税協会のホームページ  をクリック!
<https://www.nouzeikyokai.or.jp/seminar/>

講義コース 『大阪教室 夜間コース』

開催日時 後期 8月1日(水)～11月6日(火)
(18:30～20:30、計54時間 27日間)

会場 納税協会連合会 研修センター
(大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館大同生命ビル10階)

通信コース・e-通信コース・通信セレクト・e-通信セレクト 常時受け付けています。

履修科目 ①総務実務 ②経理実務 ③源泉徴収事務
④社会保険事務 ⑤労働保険事務 ⑥労務管理事務

受講料 (消費税込)	講義コース(大阪・神戸教室) (納税協会会員)	一般
	65,880円	76,680円
	// (一)	//
	通信コース・e-通信コース (納税協会会員)	52,920円
	// (一)	63,720円
	通信セレクト・e-通信セレクト (納税協会会員)	10,800円(※)
	// (一)	12,960円(※)

※ 履修科目①～⑥の1科目についての受講料です。
通信セレクト・e-通信セレクトでは、学習したい科目を1～3科目まで選んでいただけます。



公益財団法人 納税協会連合会 事業部
〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-33 (納税協会ビル6階)
TEL 06-6937-5115 FAX 06-6937-5502

新刊書のご案内

マンガと図解

2018・2019

新くらしの税金百科

公益財団法人 納税協会連合会 編
図解執筆：光田周史(公認会計士・税理士)
篠藤敦子(公認会計士・税理士)
ひかり税理士法人



マンガ：安達ルネ

■身近な税金のことがよくわかる。みんなの税金入門書。

会社員・自営業者・経営者、マイホーム・不動産、相続・贈与などにまつわる税金の情報をマンガと図解でやさしく解説。

■B5判264頁／定価：本体1,600円＋税

平成30年版 消費税の取扱いと申告の手引

Web版サービス付き

消費税に関する最新の関係法令や通達等を体系的に編集し、設例による申告書の記載例と各種届出書等の記載要領を収録した実務手引書。

今西敦司 編 ■B5判1,144頁／定価：本体4,200円＋税



平成30年7月改訂 Q&A 印紙税の実務

印紙税の基礎知識(課税文書、契約書・文書の所属の決定・文書の記載金額、作成の意義、納税地、納付及び申告)から、主な課税文書の取扱い、誤りやすい文書例までを、Q&A形式でわかりやすく解説。

馬場則行 編 ■A5判340頁／定価：本体2,600円＋税



平成30年版 重点解説 法人税申告の実務

平成30年度税制改正対応 付 住民税・事業税・消費税の申告
申告実務に必要な事項を、具体的な数字を関連づけて詳しく解説。

公認会計士・税理士 鈴木基史 著
■B5判606頁／定価：本体3,800円＋税



◆お求めはお近くの納税協会へ